

理事会議事録

- 1 開催日時 令和6年11月14日(木)午前10時30分～
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター 3階 第1会議室
3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者13名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

まず、初めに、本日、新たにご出席いただいております理事の方をご紹介申し上げます。大阪市中央区社会福祉協議会会長の浦野皖次理事でございます。

また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。なお、羽賀監事、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

永岡会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永岡議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と羽賀監事、新田監事が議事録に署名いたします。

羽賀監事さん、新田監事さんどうぞよろしくお願いいたします。

<第1号議案> 諸規則等の一部改正(案)について

永岡議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案、諸規則等の一部改正(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長

事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。

第1号議案、諸規則等の一部改正(案)について、ご説明します。

資料1をご覧ください。

2頁以降に今回改正する諸規則等を添付しておりますが、主な改正内容について、1頁にまとめておりますので、こちらで説明させていただきます。

1点目は、令和6年7月に行われた大阪市の法人指導監査の結果、改善する

- 真鍋次長 よう指導があった内容について、一部改正するものです。
まず、専決規程については、これまで定めていなかった専決権者である会長、常務理事、事務局長の上限契約金額を規定し、経理規程については、条の見出しを追記するとともに、軽微な文言修正をするものです。
2点目は、給与規則及び常勤嘱託就業規則について、育児或いは介護を理由とした短時間勤務者や7時間45分未満を所定勤務時間とする常勤嘱託について、減額及び超勤手当の算出式を規定するものです。
3点目は、職員懲戒規程について、現在、懲戒の種類として懲戒解雇、停職、減給、戒告、訓告の5種類を規定していますが、解雇事由に該当する場合に、情上酌量の余地や本人の反省度等を考慮して決定する論旨解雇を追加するものです。併せて社会保険労務士等の助言も踏まえ、行政に準じた現規程を本会の実情に合わせて見直すとともに、懲戒に係る手続きについては、規程ではなく懲戒委員会設置要綱にて明記することとします。また、規程の見直しに伴い、各就業規則の文言整理を行います。
施行日については、令和6年11月14日です。
以上、第1号議案について、ご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 永岡議長 ただ今の説明についてご意見・ご質問はありませんか。
- 羽賀監事 法人指導監査は、どこが実施されるのですか。
- 真鍋次長 大阪市内の社会福祉法人の認可は大阪市が担っています。社会福祉協議会だけでなく、他の社会福祉法人も数年に一度監査の対象となっております。
- 羽賀監事 社会福祉協議会以外の組織も指導の対象になっているということですか。
- 真鍋次長 そうです。社会福祉法人に対する監査ということで何年かに一度、指導監査が入っています。
- 新田監事 7頁の懲戒処分について、処分の種類として降格が規定されていないことについてお聞きしたい。
- 真鍋次長 本会では、職員任用基準に降格を定めており、懲戒処分の種類として位置づけしていません。
- 新田監事 停職は出勤停止でしょうか。
- 真鍋次長 そうです。
- 新田監事 その期間に給与を支払わないことは他に規定していますか。
- 真鍋次長 給与規則に規定しています。

永岡議長 他にご質問よろしいでしょうか。
ないようでございますので、ご承認いただけますか。
ご承認の場合は、挙手をお願いします。
(異議なし)
異議なしということですので、第1号議案は原案どおり決定されました。

<第2号議案> 評議員候補者の推薦について

永岡議長 続きまして、第2号議案の評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋次長 第2号議案 評議員候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。
資料2をご覧ください。
なお、3頁には、評議員選任規程を付けておりますので、併せてご覧ください。
現在、27名の皆様に評議員としてご就任いただいておりますが、今回、新たに1名評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものです。
2頁をご覧ください。
「区社会福祉協議会の代表」といたしまして、大阪市港区社会福祉協議会会長の上田哲夫様でございます。
任期につきましては、評議員選任・解任委員会において選任された日から現任期の残任期間である令和6年度会計に係る定時評議員会の終結時まででございます。
以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

永岡議長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。ご承認の場合は、挙手をお願いします。
(異議なし)
異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。
本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。
ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

<報告> 会長及び常務理事の職務執行状況について

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。
お手元資料3をご覧ください。
定款第20条に、会長及び常務理事は、毎会計年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しております。
本日は、令和6年6月から令和6年10月時点までの状況につきまして、永岡会長及び吉村常務理事から報告いたします。
それでは、永岡会長から、よろしく願いいたします。

資料3の令和6年6月1日以降の執行状況について、詳細は後ほど、吉村常務理事から報告がありますが、はじめに、私から簡単に報告させていただきます。

様々な会議、大会に出席させていただきました。大阪市関係のふれあいキャンペーン実行委員会が8月29日にあり、分担しながら取組みをすすめております。また審議会については、新しい計画について、議論がありました。

指定都市社協・民児連絡協議会が8月8、9日に熊本で開催され、ちょうどその際に宮崎で大きな地震があり、南海トラフ地震についても考える機会になりました。

指定都市社協としての役割については、基本要項について議論する会議に出席させていただき、吉村常務理事も委員として参加しておりますが、指定都市の役割が、あまりはっきりとしない部分もあります。社協の歴史のなかでも、農村型の都道府県社協の活動や、農村地域での地域づくり、特色のある社協活動はいろいろとあり、指定都市は、都道府県と同じような役割を持っており、大阪市は市、区社協それぞれの方針があります。最近では、各県で区社協が法人格をなくして、社協全体で取組みを進めるところも出てきています。

大阪は、歴史的に市社協としても、役割があり、各区社協の役割も重要だと考えておりますので、組織のあり方について気になったところがございます。現行の様々な制度に対応して、どのように事業を進めていくかということ指定都市だけでなく、都市部の社協で広く議論したいと思ったところです。民生委員・児童委員とともに議論する場として、分科会が分かれていましたが、全体の議論ができ、非常に重要なことだと感じ、戻ってまいりました。

大阪市社会福祉大会については、今回も多くの方が表彰を受けられ、全員のお名前を読みあげたいところではありましたが、代表者にお祝いと感謝の気持ちを述べさせていただきました。式典後、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえの代表であり、年越し派遣村の活動からはじまり、子ども食堂など居場所づくりの活動を長年されている湯浅誠さんの講演会があり、非常に明快でわかりやすいお話をさせていただきました。

テレビなどでもよく発言をされていますが、居場所づくりを歴史的な時間軸のなかでどのように展開していくのか、横のひろがりやをどう進めていくのか、食事サービス等との関係のなかで子ども食堂が全世代型の居場所へと展開してきているので、子ども食堂の議論から、様々な集まりの場をどう作り出していくのかが今は過渡期であり、これからの新しい形が生まれてくるころかと思ったところです。

市社協としても、様々な啓発的なことや、福祉教育との関係でも講座、講演等、分かち合うことができる場を作れたらと思いました。

基本要項については、第二次案が出るところで、今年度中に確定することになっております。社協らしい活動について、住民主体、民間的自主性や運動性ということ議論してまいりました。ただ、実態として制度に基づいてやることと、制度を超えたところで新しく作っていく活動、地域の組織化、黒子のような立場で地域の方たちの自治的な活動を支え、展開していく役割や、独自でサービスを直接行わなければならないこともあるため、もっとボランティアなところを新たに開拓して、作り出していく場があればと思いました。

永岡会長

基本要項の一次案で市社協、区社協からの意見もすべて、全社協にお届けしております。基本要項は憲法のようなものであり、活動指針を示すもので、社協のあり方を整理し、体系立てて出てくればと思っております。

皆さまからも社協はこういったことをすべきだなど、もしご意見等ありましたら、ぜひお願いしたいと思っております。

吉村常務

続きまして、私から資料3に基づき、令和6年6月1日以降の職務執行状況について、ご報告いたします。

「1 事業推進にかかる事項」についてでございます。

1つ目の、10月18日開催の社会福祉大会については、会長が報告されましたので、2つ目の「第3期大阪市地域福祉活動推進計画の推進」から説明させていただきます。今年3月に策定しました第3期推進計画は、令和6年度から8年度までの3ヶ年の計画で、本会と区社協が一致協力し、取組みを推進していく必要があります。そのため、計画の具体的な進め方等について、9月4日開催の大阪市地域福祉活動推進委員会でご意見を頂戴したところであり、今後、本会及び各区社協において、取組みの数値目標等も設定した実行計画を策定し、計画を着実に推進してまいります。

3つ目の「大阪市地域子ども支援ネットワーク事業」についてですが、この事業は、子ども食堂等、子どもの居場所活動を支援するもので、10月末時点で366団体にネットワーク事業に登録いただいています。この間、市レベルでのネットワークに加え、各区においてもネットワークづくりを進めてきており、このたび全区でのネットワーク構築が完了したところです。また、ホームページの改修や、各区での子ども食堂等のマップづくりの支援など、広報の強化に努めています。

4つ目の「介護保険要介護認定・障がい支援区分認定調査事業の運営管理」につきましては、要介護認定は19区、障がい支援区分認定は15区分を受託しており、今年度は、昨年度に比べ、調査依頼件数が増えているところですが、必要な要員を確保し、日々の進捗管理を徹底して、業務を遂行しています。

なお、要介護認定と障がい支援区分認定の両事業は、令和7年3月末で受託期間が満了となることから、大阪市では、10月29日から次年度以降の受託事業者を公募しています。その内容としては、令和7年度から9年度までの3年間、要介護認定・障がい支援区分認定調査事業をセットにして区ごとに募集するもので、12月下旬には選定結果が通知される予定となっています。区ごとに委託件数見込みや契約上限額が異なりますので、市社協としましては、確保できる要員体制と調査可能な件数、受託する区の選択による収支、他事業者との競争等を精査したうえで、公募への対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、「2 人材の確保・育成等組織基盤の強化」についてでございます。

社協といたしまして、安定的で持続可能な組織基盤の構築を図るうえで、人材の確保・育成が何より重要であると認識しています。

まず、「職員採用」の取組みについてですが、6月以降の採用状況としましては、7月1日付けで2名、8月1日付けで1名を採用しており、11月1日付けでも1名採用したところです。新卒予定者を対象とした来年4月1日付けの採

用募集では、12名に内定通知を行い、8月・10月の2回、内定者説明会を実施しました。また、採用者を少しでも多く確保するため、11月から、新卒予定者及び既卒者を対象に、来年4月1日付けの採用募集を行うこととしています。

「職員研修」につきましては、カスタマーハラスメント等をテーマとする人権研修を、全職員を対象に実施しました。

次に、給与・人事業務の効率化を図る「給与・人事システム」の再構築についてですが、データ移行等の準備期間を経て、12月から新システムの実稼働に入る予定です。新たにウェブ上で給与明細の確認や年末調整申告ができるようになるため、職員の利便性向上にもつながります。

また、「組織内の新たな情報共有ツール、グループウェアの更新」についても、既存のグループウェアが今年度末でサービス提供終了を迎えることから、新たなグループウェアの選定を進めています。

次に、「3 情報発信及び災害対応」についてでございます。

「(1) 情報発信の強化」についてでございますが、お手元に配付させていただいております「大阪市・各区社会福祉協議会リーフレット」は、より多くの市民・団体の方に本会・区社協が担っている役割・活動をわかりやすく紹介するため、新たに作成したものでございます。今後、様々なイベントの機会などで活用し、社協の活動の認知度向上に努めてまいります。

「(2) 災害対応」についてですが、災害発生時に、職員が迅速に自らの安否や参集可否の情報を伝達できるよう、スマホを活用した安否確認ツールを既存のものから新たなツールへ10月に移行しました。

また、地域レベルでの災害対応を強化するため、ライオンズクラブと各区社協との関係づくりを支援していますが、10月末時点で、16区で協定の締結が行われており、年度内には全区で協定が締結できるよう取り組んでいきます。

「能登半島地震・豪雨災害への対応」につきましては、七尾市等、被災地の災害ボランティアセンターの運営を支援するため、1月28日から6月30日までの間、本会、区社協の延べ32名の職員を派遣しました。

さらに、被害が甚大であった奥能登・輪島市を支援するため、9月中に2回、災害ボランティアバスを運行し、応募いただいた市民の方と同行職員の計57名が参加しました。1回目には私も参加させていただきました。ボランティアバスには、高校生や大学生等若い方々も多く参加され、貴重な体験をしていただいで、大変有意義であったと思っています。詳細は、後ほど、報告させていただきます。

ボランティアバス運行の1週間後、輪島市等奥能登地域は、大雨水害による大きな被害を受けました。地元の方々は、震災復興に懸命に頑張っておられたうえに、再度、水害に見舞われた辛さはいかばかりかとお察しするところです。本会としては、少しでもできることは行っていきたくており、震災義援金口座を、豪雨災害対応の義援金としても受付を開始したところです。11月には輪島市への職員派遣も予定しています。

「4 監査等の状況」につきましては、7月18日に、大阪市の法人指導監査を受けました。主な指摘事項としては、欠席が続いている理事・評議員がいることや、専決権者の上限契約金額の未記載、経理規程の文言修正等であり、指摘をふまえた規程の改正については、先ほどご承認いただいたところです。

吉村 常務

「5 各種会議その他重要な組織の活動」、「6 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況」については資料に記載のとおりです。

なお、会長から報告がありましたように、全社協では、今年度に社協の役割・機能等を明記した「基本要項」の改訂を行うこととしており、本会・区社協でも基本要項第一次案への意見を集約し提出したところですが、私も、全社協地域福祉推進委員会常任委員として、本会の立場で意見を述べてきたことを補足させていただきます。

私からの報告は以上です。

司 会

ただ今、永岡会長及び吉村常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。

右田 理事

永岡会長からの全体的な総括のご意見、ありがとうございます。以前から気になっているのですが、大阪市の社会福祉審議会の地域福祉専門分科会と社協の計画の整合性が不明な部分があります。先ほど、指定都市の特徴、独自のあり方というお話もございましたので、両者の連携がどうなのか、それぞれ担う課題がどうなのか、どの程度明らかになっているのか、柱は設定されているのか、その点が私たち理事にはわかりませんでした。この連携というのが、今後指定都市独自という点で、非常に重要になってくるのではないかということで、もし少しお聞かせいただければと思っております。

また、関連して、人材確保の問題ですが、先ほどの能登半島地震に係るボランティアバスに大学生が参加したというお話がありましたが、大阪公立大学から、どの程度参加していますか。「大阪の社会福祉」を拝見しましたが、そこにも出ていません。大阪公立大学が果たす役割というのは、先ほど申しました指定都市の独自あり方と関わってくると思います。公費を使って、大学で福祉専門、関連領域の学生を育てているので、このことは各種委員会で強調しても問題ないと思います。大阪公立大学の学生は、あまり能登半島には行っていないという情報を聞いております。これは、社協の立場からして、もっと強調して人材確保と指定都市独自のあり方という点で提起してもよいのではと思います。その点についてもご意見をいただきたいです。

吉村 常務

一点目について、大阪市の社会福祉審議会が中心となり策定した地域福祉基本計画と、大阪市社協で策定した第3期大阪市地域福祉活動推進計画両者の連携は、大阪市の担当者と策定に向けた検討時から内容のすり合わせを行っており、認識している課題、基本的な方向性については、一致しております。今回の計画の特徴として、参加支援ということで人と人とのつながりを増やし、孤独、孤立に対する支援といった、大阪市の状況を踏まえ、参加支援に力を入れて取り組んでいくことが挙げられます。この度の地域福祉活動推進委員会でも、大阪市福祉局の職員がオブザーバーとして入っており、大阪市社協の状況を福祉局に伝えたところではあります。

ここまで、計画の策定という部分で連携し、今後は計画の推進という部分でお互いに連携しながら、参加支援、個別支援、地域づくりをどのように進めていくか、引き続き大阪市としっかり議論しながら進めていきたいと考えており

- 吉村常務 ます。
二点目の大阪公立大学の参加の状況については、事務局から報告いたします。
- 堀江次長 事務局次長兼地域福祉課長の堀江でございます。
ご報告いたします。ボランティアバス参加者のなかに大阪公立大学の学生はいませんでした。別の取組みにはなりますが、福祉人材の育成の取組みとして社会事業施設協議会及び大阪市社協で共催する福祉の仕事を知ってもらうイベントがあり、大学生や高校生が20名ほど参加するなか、大阪公立大学の学生は1名のみです。
右田理事がおっしゃるとおり、できれば大阪公立大学の学生に社協や社会福祉施設など、社会福祉の業界に就職していただきたいという思いは私たちも持っておりますので、働きかけの方法含め、検討していけたらと思います。
- 右田理事 ありがとうございます。取組みについて、社協の職員自らが動くのは大変なことだと思います。今、現状の報告をお聞きし、私が大阪市立大学や大阪府立大学にいた時の社協や大阪市との関係の中で学識経験者の意見が取り込まれていた時代がずっと続いていたと思います。
しかし、最近、関係が希薄になっているという印象を非常に強く受けます。大阪府立大学の卒業生でも、民間の福祉施設で働いている方が貴重な時間を使い、大学を訪問し、自身の仕事について説明をするが、まったく反応がないという状況があります。それは社会福祉実習のあり方からすでに問題が出ているということを私はいつも一個人の意見として述べるのですが、やはり計画のなかに福祉人材の育成について明記すべきではないかと思っています。時代的な減少ももちろんあると思います。なぜこのようなことを言うのかというと、指定都市としての特色を出すという意味でも、指定都市で福祉の関係の大学を抱え、行政と産学共同で、歴史的な事実を残してきた指定都市というのは、大阪市がモデルだと思うからです。その意味で、大阪市地域福祉活動推進計画において、徹底的に議論すべきということを社協から言うことが難しいのであれば、委員会からの提言として、歴史を踏まえた今後のあり方を考える、それが指定都市としての大阪らしさではないかと提言してもいいのではないかと思います。
- 堀江次長 貴重なご意見、ありがとうございます。
大阪市の社会福祉審議会、大阪市社協の地域福祉推進委員会でも話を踏まえて議論していけたらと思います。
- 永岡会長 ご指摘いただいた点については、審議会の議案を作る過程でも、部会として、様々な議論がされております。また、大阪市の方も全体の意見を受け止め、取り入れていこうということは言っていたとおり、社協とも事前にすり合わせはあったと思いますが、地域福祉活動計画として実際に取り組んでいく課題が、地域福祉基本計画のなかでは、大まかに全体横並びで並んでいるような印象があります。もっと明確にポイントや重要でカギとなるところについて、社協の歴史を踏まえながら、議論ができたらと思っています。私も意見

永岡会長 はしておりますが、基本計画へ反映することの難しさもあり、事業の具体的な推進におけるモデルの策定など行っていけるとよいのではと思っております。審議会の委員は先ほどおっしゃっていただいた点については理解していると思いますが、大阪市の計画として書ける範囲は、国、制度との関係もあり、難しい部分もあるのかと思います。

もう一点の、大阪公立大学との関わりについては、各種審議会や委員会で、関わっていただいている先生方のゼミの学生には声をかけていただいているかと思えます。大阪公立大学の授業内で大阪市社協から、案内や事例、活動の報告をさせていただくなど、あらゆる形で1年生の時から、理解を深めていただき、就職につながるような取組みができればと思います。実習では、実習だけの関わりに留まり、その後のボランティアや他の活動につながっていない印象を最近は受けます。若い方の意識も少しずつ変化していると思いますが、積極的な関わり方を工夫し、継続的な働きかけが必要であると思えます。

右田理事 地域福祉計画のなかで、福祉プロパーの問題だけではなく、大阪公立大学の福祉系以外の分野の学生でも2年生までの教養を学ぶ段階から、指定都市の大学のあり方、または、市民の民意を育てていくような広い範囲の課題への取組みの一つとして、ボランティア活動が現在どうなっているのかということを含めて、2年生までの教養の部分への働きかけが、指定都市のあり方として今後課題になるのではと考えております。地域福祉専門分科会において、そこまで理解していただけるか分かりませんが、大阪の伝統を考えると、今こそ歴史を顧みて、将来の指定都市のあり方の課題として、大阪公立大学の果たす役割は福祉専攻だけではないということ伝えていかなければと思います。少なくともイギリスの大学ではボランティアの活動は入学した時からやっております。活動を通じて地域に入りながら、自分たちの専攻における課題が何か、自ら結びつけていく方法を、大学をあげて行っております。だからこそ活発なボランティア活動が行われており、他の分野を専攻している学生が福祉の現場に入る職員が生まれています。そのような実態を踏まえると大阪市でももう少し踏み込んでみてもよいのかと思います。

永岡会長 今のご意見をお聞きし、工学系を学ぶ学生が技術、ボランティア、福祉でつながるような新しい動きもありますので、ぜひ広く声をかけられたらと思えました。

そして、区社協で、地域の様々な働きかけ、地域とのつながりを様々な形で大学、短大にも広げていければと思いました。

右田理事 特に災害時は、今お話にあった工学部については、地下鉄のホームをどのように使うかということが当面の災害対策として挙がっているので、永岡会長がメンバーの一員でもあるので、地域福祉専門分科会としての提言として作成していただき、その提言を受けて大学がどうするかという考え方になるよう、課題として出していただけたらと思えます。

吉 村 常 務 人材確保の点につきましては、右田理事からのご意見も踏まえまして、教養の部分を含め、各大学への働きかけについて検討し、動いていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

<報告> 能登半島地震・豪雨災害への対応について

司 会 他に質問はよろしいでしょうか。
ないようでございますので、続きましてお手元資料4をご覧ください。
令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び9月に発生した豪雨災害への対応について、地域福祉課係長の巽から報告いたします。

巽 係 長 地域福祉課の巽でございます。
能登半島地震・豪雨災害への対応について、ご報告します。
資料4をご覧ください。
はじめに、2ページですが、能登半島地震の被害状況について、令和6年1月1日16時10分に発生した石川県能登地方を震源とする地震により、石川県内で最大震度7が観測され、石川県を中心に大きな被害があり、10月1日現在で人的被害1,740人、住宅被害133,037棟となっています。前回報告させていただきました2月末現在では、人的被害1,540人、住宅被害77,703棟でしたので、災害関連死や建物被害の認定等により、件数が増加しています。
3ページをご覧ください。
被災地社協の災害ボランティアセンターの運営を支援するために、近畿ブロック社協では、令和6年1月26日から6月30日まで、中能登地域への職員派遣し、本会としては、志賀町、七尾市に全30クール32人の市・区社協職員を派遣しました。
4ページをご覧ください。
こちらは、七尾市災害ボランティアセンターの体制図で、赤で囲っている部分を近畿ブロック社協の派遣職員が担当しました。この図のとおり、ほぼ七尾市災害ボランティアセンターの大部分を近畿ブロック社協が担当していたことが分かります。本会職員もクール毎に様々に役割を担当し、現地支援にあたりました。
5ページをご覧ください。
6月末で職員派遣は一旦終了しましたが、派遣職員が感じたことを共有し、今後の大阪市内での災害支援にかかる検討を行うことを目的として、8月21日に能登半島地震職員派遣報告会を実施しました。市社協からの概要報告と5人の派遣職員からの報告を行い、各所属で今後に向けて検討を行いました。
6ページをご覧ください。
市・区社協の各所属から1人以上派遣され、それぞれの所属でも報告会や今後の災害支援に向けた検討を行っているところですが、改めて今後の対応に活かしていくことを確認しました。
災害支援にかかる体制整備として、志賀町、七尾市では災害ボランティアセンターの運営にICTが活用されており、本会としてもICTの活用を進めていきます。また、現地支援の経験を踏まえBCP・災害VCマニュアル等の見直しを行います。
職員の意識醸成として、具体的な災害対策本部や災害ボランティアセンターの運営を想定した職員研修、災害訓練の強化を図ります。
地域や外部団体との連携として、ライオンズクラブをはじめ、企業・団体とのつ

ながりを強化し、災害時に多くのニーズ把握ができるよう、平時からの見守り体制を推進します。

7 頁をご覧ください。

地震による被害が大きく、災害ボランティアセンターによる支援を継続されていた奥能登・輪島市へボランティアバスによる支援を実施しました。活動先は輪島市災害たすけあいセンターで、車中 1 泊、現地 1 泊として、現地で 2 日間活動できるよう設定し、A 日程、B 日程の 2 行程で運行いたしました。また、学生の方ができるだけ参加しやすいように学割を設定する等、配慮しました。

8 頁からは、ボランティアバス運行までの準備をまとめています。職員派遣で中能登の七尾市、志賀町の状況はある程度把握していましたが、奥能登の輪島市については状況が把握できていなかったため、まずは現地視察として 8 月 22 日～23 日にかけて 3 人の職員を派遣しました。視察内容は、記載のとおりで、安全にボランティアバスが運行できるよう現地の状況把握を行いました。

9 頁から 10 頁に、現地輪島市社協の職員の方から聞き取った輪島市の状況を記載しています。1 の輪島市の人口について、年々人口が減少している状況の中、震災の影響でより減少傾向となっています。2 の被害状況ですが、人的被害、建物被害ともに件数が多く、被害の大きさを確認しました。

10 頁に移りまして、3 の避難状況ですが、9 月 3 日現在で避難所数 8 ヶ所、避難者数は 85 人ですが、ピーク時にはカッコ内の箇所数、人数となっており、1.5 次避難、2 次避難、広域避難など市外に避難されている方も多くおられます。5 の応急仮設住宅ですが、市内各所につくられており、施行中も含めて 46 団地 2897 戸設置されています。写真は災害たすけあいセンターに横の仮設住宅の写真です。手前には穏やかな川が流れているのどかな風景の中に設置された住宅です。

11 頁をご覧ください。

参加者の参加にあたっての不安を軽減し、安全に災害ボランティア活動に取り組めるように、現地で視察した状況や事前に調査した内容をまとめ、「参加者の手引き」を作成し、オンラインで事前説明会を実施しました。準備については以上になります。

続いて、12 頁から実際の活動時の様子を報告します。

当初、定員 20 人を予定していましたが、定員を超える申込みをいただき、同行職員を含めて、A 日程で 28 人、B 日程で 29 人、合計 57 人が参加しました。内、約半数は学生の皆さんの参加をいただきました。

13 頁をご覧ください。

現地での活動の様子を写真データ中心にまとめています。午前 7 時 30 分頃、輪島市内の宿泊所に到着し、ロビーで行程を確認し、被災した現場を確認しながら、災害ボランティアセンターへ徒歩で移動しました。本会からのボランティアであることが分かるよう活動中は赤のビブスを着用しました。

14 頁に移りまして、災害ボランティアセンター到着後、オリエンテーションを受け、マッチング後、活動先が決定します。

15 頁に移りまして、ボランティアはグループに分かれての活動となり、グループで活動内容の補足説明を受け、ボランティアのなかでリーダーを決めてもらいました。そして、活動に必要な資機材を受け取り、活動先へ移動しました。

16 頁に移りまして、こちらは個人宅での活動の様子です。家財の運び出しや災害廃棄物の分別作業をしている様子です。

17 頁に移りまして、こちらは神社や朝市後での活動で、災害廃棄物の分別やがれきのなかに埋もれた貴重品を探す作業を行いました。9 月半ばではありましたが、まだまだ暑い中での活動であり、適宜休憩を取りながら、ボランティアの皆さんは支援活動に熱心に取り組みました。

18 頁は、活動中に、現地の方から被災した時の状況や今の心境などをボランティアが聞いている一面です。社協がすすめる災害支援の活動では、よく「ガレキだけを見ずに、人を見ましょう」と言われていますが、ボランティアの皆さんは熱心に被災者の方のお話に耳を傾けていました。

19 頁に移りまして、活動終了後、センターに戻り、グループ毎に活動報告をおこない、全体で一日の活動をふりかえり、終了しました。

20 頁は参加者からの感想の一部を紹介しています。

高校生からは、「現地に行ってボランティア活動をするということは本当に意味がありました。また、輪島市の実態をより多くの人に届けていきたいです」、また、大学生からは、「災害はどこにでも起こり得るものですし、「何か遠くで起きてる大変なことやろう」みたいに、他人事とっていてはいけないし、思いたくないと感じました」との感想をいただきました。その他、「いろいろな面で気にかけていただき、安心して活動することができました」との声もいただき、事前に現地視察をおこない、しっかり準備して運行できたことがよかったですと感じました。

21 頁をご覧ください。

以上の能登半島地震への支援にかかる取組みについては、本日お配りしています「大阪の社会福祉」やホームページ「ふくしる大阪」で発信をしています。

22 頁をご覧ください。

私たちが最終ボランティアバスで支援した 9 月 15 日から、1 週間後の 9 月 21 日から奥能登を豪雨災害が襲いました。21 日午前中には、線状降水帯が発生し、輪島市には、大雨特別警報が発表され、20 日から 22 日までの総降水量が 500 ミリを超え、平年 9 月 1 ヶ月間の降水量の 2 倍を上回りました。その結果、土砂災害や浸水被害など大きな被害を受けています。

被害の様子を比較で掲載していますが、左側の写真は私たちが支援をした時の写真で、右側は同じ場所の水害直後の様子です。先程説明のなかで触れました穏やかに流れていた川が氾濫し、被災された皆さんのこれからの生活の場である応急仮設住宅を襲い、現地の住民の方のお気持ちを考えると言葉になりません。

23 頁から 24 頁は水害による被災状況となります。奥能登のなかでも、輪島市の被害の大きさが分かります。

25 頁の仮設住宅の被害状況ですが、一番被害の大きい輪島市宅田町第 2 団地が 22 頁の写真で見ていただいた住宅です。

26 頁は輪島市の状況を詳しくまとめたスライドです。

水害により、人的被害 46 人、建物被害 10 棟、及び仮設住宅の浸水被害が大きい状況です。また、ライフラインについても、地震から復旧が進んでいたところですが、再び停電や断水の被害も受けています。このようななか、私たちもボランティアバスで支援活動したように、全国から多くのボランティアが活動されています。ボランティア活動人数は 1 月の発災から 10 月 14 日時点で 16,201 人にのぼります。

異 係 長 　ただ、輪島市災害たすけあいセンターでは、地震被害への対応から、水害被害への支援も含めて対応が求められており、対応中及び対応予定件数は701件となっております。今後も継続した支援が必要です。

27頁をご覧ください。

水害後、近畿ブロック社協では、石川県社協からの要請を受け、輪島市災害たすけあいセンターに職員を派遣し、本会としては、来週11月19日（火）から市社協職員1名の派遣を予定しています。近畿ブロック社協の会議でも現地の支援状況を適宜把握していますが、派遣を通じて輪島市の現況を把握し、現地での支援の一助となるよう職員を送り出したいと思います。

結びになりますが、28頁に被災地から学ぶ災害支援と継続した支援に向けて、まとめています。

今回の職員派遣では多くの職員を派遣し、災害ボランティアセンターの運営に従事しました。この経験を大阪市内での災害支援に活かしていきます。

また、ボランティアバスの運行では、参加者が安全に活動できるよう事前視察を行い、参加者には現地の社協職員・地域住民の方と直接交流し、被災した時の状況や今の心境を知ることができました。

ボランティアバスの参加者については、今後も本会における災害支援をはじめ、様々な取組みに参画いただけるようつながりを継続していきます。

能登半島においては、大雨による水害の影響で引き続き支援が必要であり、本会としては職員派遣や災害義援金の募集継続を含めて、引き続き被災地への支援活動に取り組んでいきます。

報告は以上です。

司 会 　ただ今の報告について、ご質問はございますか。

右 田 理 事 　参加した学生の所属する大学について、具体的に教えていただけたらと思います。

また、その学生の動機についても、素朴な気持ちなのか、普段から何かボランティア活動をしており、この際、自分のボランティア活動を災害地で活かしたいというような具体的な問題意識を持って参加したのか、先ほどの発言と関連することかと思しますので、教えていただきたいです。

そして、現地1泊ということですが、現地に泊まる場所はあったのでしょうか。どういったところに泊まれたのか、今後の大阪市の災害時の受入れの体制とも関わると思しますので、教えていただきたいです。

異 係 長 　大学につきましては、様々な大学からの参加をいただいております。近畿大学、関西大学、大和大学、佛教大学、摂南大学、関西学院大学、大阪人間科学大学、武庫川女子大学、龍谷大学です。また、高校につきましては、帝塚山高校や水都国際高校から参加をいただいているところです。

動機につきましては、もともと災害に関する取組みをやっておられた方や福祉的な取組み、ボランティアをしており、災害ボランティアに関心を持って参加いただいた方もいます。また、お友達同士でお誘いいただき、参加いただいた方もいます。まったく福祉とは関係のない他分野の専門学校の方も参加いた

- 巽 係 長 だきました。このように動機は様々です。
 現地の宿泊場所についてですが、ルートイン輪島というホテルがありましたので、ホテルで1泊しました。
- 右 田 理 事 ありがとうございます。南海トラフ地震のことがしばしば強調されているので、能登の詳しい情報を知れてよかったです。
- 司 会 他にご質問等はございますか。
 ないようでございますので、報告は以上となります。
 それではこれもちまして、理事会を終了させていただきます。今後の予定でございますが、令和7年度事業計画及び予算についてご審議いただく理事会を令和7年3月13日（木）午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予約くださいますようお願いいたします。
 本日は、ご多用の中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。